

子どもたちのいじめ根絶を！ 10月は「いじめ防止・根絶強調月間」です

山口県では、十月を「いじめ防止・根絶強調月間」と定め、子どもたちのいじめ根絶に向けて、県民みんなで取り組むことになりました。

●弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されないことです。

小学校・中学校では、このように指導しています。町民の皆様方もそれぞれの立場でご協力をお願いします。

●いじめられても、誰にも話さず、悩んでいる子どもたちがいます。

昨年七月、町内の小学校五年生以上の児童と中学生全員にアンケートした結果、約10パーセントの子どもたちは、いじめられたことを誰にも話さず、ひとり悩んでいたことがわかりました。ご家庭でも次のことにご留意いただくようお願いいたします。

▼何でも話しやすい家庭の雰囲気をつくる。

▼子どもの話しは、耳を傾け最後まで聞くようにする。

▼普段と様子の変わったことはないか気をつける。

●なやみごとがあれば、思いきって相談してみましょう。今、いじめで悩んでいる人がありましたら、思いきって先生や家族、友達などに相談してください。きつと解決の糸口がつかめるはず。なお、山口県では左表のところで相談できるようになっています。

いじめに関する相談先と電話番号		
名称	場所	電話番号
いじめ110番	山口県教育委員会	0839-23-2264
ふれあいテレホン	"	0839-23-2201
いじめ相談	山口県教育研修所	0839-87-1202
ヤングテレホンやまぐち	山口県警察本部少年課	0839-25-5150
人権相談	山口地方務局人権擁護課	0839-22-2295

児童扶養手当制度を ご存知ですか

●対象者

父母の離婚等により父と暮らしていない児童（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は二十歳未満で一定の障害の状態にある者）を養育している母等に支給されます。

●手当額（平成八年四月から）

児童一人の場合
月額四一、三九〇円

児童二人の場合
月額四六、三九〇円

三人以上児童一人の加算
月額 三、〇〇〇円

※なお、所得により手当額の全部又は一部の支給が停止される場合があります。

●手当の認定請求ができる期間

離婚等手当の支給要件に該当するに至った日から5年間、手当の請求手続きをしなかった場合には、正当な理由があるときを除き請求ができなくなりますので注意ください。

ただし、昭和六十年七月三十一日までにその要件に該当するに至った方はこの制限はありません。

●問合せ先

住民課福祉係

☎三三・一一二二（内線四四五）

悪質商法にご用心！！

悪質商法には、

●消防署やN T Tをよそおい、高額な消化器や電話機を売りつける

『かたり商法』

●日用雑貨品を無料で配って人を集め、その後、高額な商品を売りつける

『S F商法』

●点検に来たと訪問。白アリがいるなどと不安をあおり、高額な駆除費用を請求する

『点検商法』

など、この他にも様々な手口があります。

被害にあわないためには、

●その商品が本当に必要かよく考える。

●いらぬ時はきっぱり断る。

●買う前に家族とよく話し合う。

など、契約は慎重に行いましょう。



クーリング・オフ

訪問販売で商品や役務・権利の申し込みや契約を結んだ場合、契約内容の書かれた書面を受け取った日を含め、8日以内であれば無条件に解約できます。解約通知は書面（内容証明郵便）で！

（※クーリング・オフは指定商品以外のものや、3,000円未満の現金取引の場合など適用されないことがあります。）

困ったときには、役場商工水産課商工観光係 ☎ 32-1111（内線69）へご相談ください。